

事務連絡
平成26年2月7日

関東地方整備局
北陸地方整備局
中部地方整備局
近畿地方整備局
中国地方整備局
四国地方整備局
九州地方整備局
企画部長 殿
港湾空港部長 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
港湾局 技術企画課
港湾保全企画室長

直轄工事における受注者の除排雪対策への協力に対する配慮について

今般の豪雪状況にかんがみ、直轄工事の受注者から地元の市町村等が実施する除排雪作業への優先的な取組に伴う当該工事への対応について、相談、協議等があった場合には、下記のとおり柔軟に対応するよう配慮されたい。

なお、本通知の内容について、各都府県の建設業関係団体に対して周知徹底されたい。

記

国土交通省の直轄工事について、当該工事の受注者から、除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事实施日、施工時間の変更や工事の一時的な中断等について、相談、協議等があった場合は、当該工事の完成への影響、現場の安全管理への支障等を十分検討の上、可能な限り柔軟に対応することとされたい。

また、当該工事に対する措置に応じて、工事の一時中止など工事請負契約書の規定に基づき適切に対応されたい。

事務連絡
平成26年2月24日

各都道府県主管部局長 殿
各指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

受注者の除排雪への協力に対する配慮について

今冬期の記録的な大雪に際して、除排雪作業を優先的に行うことが必要となっておりますが、除排雪の円滑な実施に当たっては、建設企業が除排雪に協力しやすいよう発注者としても配慮が必要です。

国土交通省においては、別添1のとおり、工事の一時中止などに柔軟に対応することとしています。

また、支出負担行為担当官(本省、直轄機関及び事務委任をしている都道府県)においては、別添2-1のとおり、本年2月14日から15日にかけて関東地方等で続いた大雪に係る工期延伸等への対応も含め、事故繰越し等を活用することとしているとともに、別添2-2のとおり、国土交通省より中央公共工事契約制度運用連絡協議会各会員及び各地方公共工事契約業務連絡協議会事務局あてに周知しております。

つきましては、貴都道府県(貴市)においても上記取扱いを参考に適切に対応していただくようお願いします。

なお、別添3のとおり、各建設業団体の長あてに連絡しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知をお願い致します。